

## 高津区上作延1・2・3丁目地区 住居表示のしおり・要約版

この資料は、「住居表示のしおり」の内容をまとめたものです。

手続の詳細は「住居表示のしおり」の該当ページを御覧ください。

### ●今回お届けしたもの

住居表示のしおり1～2ページを御覧ください。

### ●住居表示に関する事項

1	<b>新しい住所の確認方法</b> 同封の「住居表示変更通知書」で確認してください。	しおり 1ページ
2	<b>新しい住所を親族や知人へ知らせる方法</b> 同封の「住居表示のお知らせ」用はがきを使って、お知らせいただけます。切手を貼らずに投函できます。	しおり 2ページ
3	<b>住所、本籍、不動産（土地、建物）の表し方</b> 新しい住所は、新しい町名と街区符号、住居番号で表します。	しおり 5ページ

### ●住所変更の手続が必要なもの（令和5年1月23日（月）以降に手続してください）

1	<b>自動車運転免許証</b> 問合せ先：高津警察署交通課 044-822-0110	しおり 9ページ
2	<b>自動車検査証（自動車、250ccを超える二輪車）</b> <b>軽自動車届出済証（軽二輪：125ccを超え250cc以下）</b> 問合せ先：川崎自動車検査登録事務所 050-5540-2036	
3	<b>自動車検査証（軽自動車）</b> 問合せ先：軽自動車検査協会神奈川事務所 050-3816-3118	
4	<b>土地・建物等の登記</b> 問合せ先：不動産の所在地を管轄する法務局	しおり 10ページ
5	<b>法人登記</b> 問合せ先：法人（本店）の所在地を管轄する法務局	
6	<b>マイナンバーカード（顔写真付き）</b> <b>住民基本台帳カード（顔写真付き、有効期限内のもの）</b>	しおり 11ページ
7	<b>在留カード、特別永住者証明書</b>	しおり 12ページ
8	<b>その他手続が必要なもの（主なもの）</b> 携帯電話、インターネット回線契約、生命保険、医療保険 銀行、証券会社、勤務先への届け 各種免許、許可証、各種会員登録 などの届出住所 問合せ先：直接各機関にお問い合わせください。	しおり 12ページ

## ●住所変更の手続が不要なもの

### ■公簿関係（手続は不要）

1	住民票、印鑑証明、戸籍・戸籍の附票 125cc以下の二輪車（原動機付き自転車等）	しおり 7ページ
2	土地登記簿・建物登記簿の表題部の所在欄	
3	旅券（パスポート）の住所	

### ■保険証・医療証関係（手続は不要）

1	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 介護保険被保険者証	しおり 7ページ
2	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳 自立支援医療受給証	
3	（乳）医療証、（親）福祉医療証、（障）医療証 （ぜ）医療費受給証、（成ぜ）医療証 その他の医療証は、直接交付窓口にお問い合わせください。	

### ■年金関係（手続は不要）

1	国民年金、厚生年金の受給者	しおり 8ページ
2	国民年金第1号被保険者（自営業、学生等）	
3	国民年金第3号被保険者（会社員、公務員に扶養されている配偶者）	
4	厚生年金被保険者 問合せ先：高津年金事務所 044-888-0111	

### ■その他（手続は不要）

1	水道、東京ガス、NTT固定電話、東京電力、NHK ガス、電気を上記事業者以外から購入している場合は手続が必要になることがあります。	しおり 8ページ
2	学校	
3	車庫証明	
4	郵便（ゆうちょ銀行、かんぽ保険等を除く。）	
5	ふるさと納税ワンストップ特例制度 1～5の問合せ先：直接各機関にお問い合わせください。	